

2020年3月16日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う在留資格認定証明書の有効期間（延長）について

出入国在留管理局より、新型コロナウイルス感染症の影響により、『入国を予定しているが、既に交付を受けた在留資格認定証明書の有効期間（3か月間）内に入国できない方の在留資格認定証明書』を、当面の間、『6か月間』有効なものとして取り扱う旨の通知がありました。

また、来日予定の留学生・外国人研究者が、交付後3か月以上経過した在留資格認定証明書を使用して日本国査証（ビザ）を申請する場合は、『引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受け入れが可能であることを記載した文書』（以下『追加文書』という。）が必要になります。（別紙参照）

なお、『追加文書』の様式・記載内容の詳細につきましては、当該外国人がビザを申請する在外公館に確認の上、A4本紙（所属予定の部局長の押印必要）を提出する必要があります。追加文書が必要な方は、受入教員又は所属予定部局にご依頼ください。

国立大学法人京都大学
国際交流課国際交流サービスオフィス

令和 2 年 3 月 10 日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う
在留資格認定証明書の有効期間について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、通常は「3か月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「6か月間」有効なものとして取り扱うこととしました。

この取扱いにより、6か月以内の在留資格認定証明書は、査証（ビザ）の発給申請（注）や上陸申請の際に御使用いただけることとなります。

（注）査証（ビザ）の発給申請は在外公館で行っていただく必要があります。

交付後3か月以上経過した在留資格認定証明書を使用される場合は、在外公館での査証（ビザ）発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出いただく必要があります。

「新型コロナウイルス感染症の影響により有効期間を経過した在留資格認定証明書の取扱いについて」に関するQ&A

令和2年3月11日

出入国在留管理庁

Q： なぜこのような取扱いを行うのですか。

A： 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、既に在留資格認定証明書の交付を受けた方が有効期間（3か月間）内に本邦に上陸できない場合が想定されるところ、同証明書を6か月間有効なものとして取り扱うことにより、状況が改善した場合の迅速な入国手続が可能となるよう配慮したものとなります。

Q： いつからこの取扱いがはじまるのですか。

A： 3月10日（火曜日）から実施しています。

Q： 本件取扱いは、全ての外国人に対して適用されるのですか。

A： 本件取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国への入国を予定していながら、既に交付を受けた在留資格認定証明書の有効期間（3か月間）内に本邦に上陸できない方であって、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことの確認ができた方が適用の対象となります。

Q： 受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことの確認はどのように行うのですか。

A： 査証（ビザ）発給申請時、受入れ機関等から「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書の提出をもって確認を行うこととしています。

Q： 受入れ機関等が提出する文書については、定型様式はありますか。

A： 任意の様式で差し支えありません。

Q： 本件取扱いは、査証（ビザ）発給申請時に有効期間を経過した在留資格認定証明書についても対象となるのですか。

A： 対象となります。

Q： 本件取扱いは、査証発給申請中に有効期間を経過した在留資格認定証明書についても対象となるのですか。

A： 対象となります。

Q： 査証発給後に査証の有効期間が経過し、在留資格認定証明書のみが有効である場合には、入国することは可能ですか。

A： 入管法第7条第1項第1号において、「その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。」と規定されており、査証の有効期間が経過しているときは、入国することはできません。

そのため、在外公館において、査証の再申請を行っていただく必要があります。

Q： 上陸申請時、在留資格認定証明書が有効でなければならないのでしょうか。

A： 有効である必要があります。